PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）（案）概要

資料1－2

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP／PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP／PFIの更なる推進を行う必要がある

改定版概要

PPP/PFI推進のための施策

PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し

○公共施設等運営事業に密接に関連する「建設」「改修」等について、運営権者が実施出来る範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図る

○共有物に対して公共施設等運営権を設定する際の円滑な事業運営確保等のため、共有物分割請求権の行使を制限する期間の特例を設けるなど必要な措置の検討を行う

○CFを生み出しにくいインフラ（道路や学校等の公共建築物等）についても積極的にPPP/PFIを推進するため、モデル事業実施やガイドライン事例集等の策定などの導入支援を行う

○SPC株式の流動化を促進するため、管理者等関係者の理解が得られやすいと考えられる譲渡先等を示すなどの環境整備を行う

○BOT方式を促進するため、現在非収益施設に限定されている税制の特例措置の拡充等を検討する

地域のPPP/PFI力の強化等

○地方公共団体等への積極的な支援

・導入可能性調査やアドバイザリーの活用などへの支援、地方公共団体の初期財政負担の軽減など

・PFI事業の事後評価等のマニュアル作成

・地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る経験等の評価等、人材を活用する仕組みの検討

・これまでのコンセッション事業等の事例とそこで生まれた民間ならではの創意工夫について、地方公共団体や民間企業等への情報共有を行う

○地域・ブロックプラットフォームを通じた具体的な案件形成、民間企業の参入意欲刺激

・PPP／PFI地域プラットフォームの協定制度などを活用し、支援を強化

・地域経済活性化に資する提案への評価等

その他

○民間提案制度について、近年の活用実態・課題に対応する既存マニュアル改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備を促すとともに周知する

○PFI推進機構について、資金供給機能および改正地域再生法にて拡大となったコンサルティング機能の更なる活用を通して地域のPPP/PFI事業の掘り起こしを図る

○令和9年度となっている現在の設置期限に関して延長も含めて検討を行う

○国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法（公共施設の非保有手法）について、活用が有効と思われる条件等について検討を行い、活用に向けた環境整備を行う

コンセッション事業等の重点分野

公営水力発電【3件：～令和2年度】、工業用水道【3件：～令和2年度】、水道【民活手法等検討30件:～令和3年度】、下水道【実施方針策定6件:～令和3年度】、MICE施設【6件:～令和3年度】
＜クルーズ船旅客ターミナル施設については令和3年度に改めて目標を設定＞
空港（6件）、水道（6件）、道路（1件）、文教施設（3件）、公営住宅（6件）の6分野については、集中強化期間中の数値目標は達成。今後も引き続き重点分野とし、コンセッション事業の導入促進等を図る。

事業規模目標

21兆円（平成25～令和4年度の10年間）
（コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円（人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す）、公的不動産利活用事業4兆円（人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す）、その他事業5兆円）